

令和2年度 市職員募集 〔令和2年10月1日採用〕

問い合わせ

総務課人事係 ☎ 22-7759

1次試験日 8月9日(日)
 受付期限 7月22日(水) ※必着
 受付場所 市役所2階総務課人事係
 試験会場 竹原市民館会議室

試験案内配布場所 総務課・支所・出張所
 ※市ホームページからもダウンロードできます。
 ※詳しくは試験案内をご覧ください。

職種	採用予定人数	受験資格	試験内容
一般事務職	若干名	平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	教養試験、適性試験、面接
技術職 (土木技師)	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学、専修学校、または高等学校の土木関係の学部・学科を卒業した人	
保健師	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人	

令和2年度 会計年度任用職員の登録を随時受け付けています

竹原市役所(出先機関等含む)に勤務する会計年度任用職員(非常勤職員)の登録者を募集します。業務繁忙期などに、必要に応じて登録した人の中から選考を行い、任用します。

募集する職種	応募資格	申し込み・問い合わせ
事務補助職員	パソコン操作(ワードやエクセルの入力作業)ができる人	所定の申込書(総務課人事係に備え付け、または市ホームページからダウンロード)により、総務課人事係(☎22-7759)へ ※勤務条件については、お問い合わせください。

おめでとうございます

『千本桜守る会』が一般社団法人全国森林レクリエーション協会会長賞を受賞

第32回森林レクリエーション地域「美しい森づくり活動コンクール」において、「千本桜守る会(会長 山田素弘さん)」が、ピースリーホームバンブー総合公園での桜の植樹など長年にわたる活動が評価され、会長賞を受賞されました。



▲増田三紀さん、山田素弘さん、今榮市長

災害寄附金等の 受付期間延長について

平成30年7月豪雨災害に対し全国より心温まるご支援をいただき深く感謝申し上げます。

現在もご支援が寄せられており、復旧・復興に時間を要することなどから、寄附金等の受付期間を延長します。

●災害寄附金(一般寄附)

本市の災害支援、復旧・復興事業に使用します
受付期間(延長後)

令和3年3月31日(水)まで

●災害義援金(日本赤十字社と共同で実施)

日本赤十字社を通じて広島県に送金し、県内市町に配分後、本市の被災地に届けられます。

受付期間(延長後)

令和3年6月30日(水)まで

問い合わせ

寄附金 会計課出納用度係 ☎ 22-7752

義援金 社会福祉課福祉係 ☎ 22-2946

集団検診を受診しましょう！

年に一度は、現在の自分の健康状態を知り、生活習慣の振り返りをしましょう。

●健診・検診日程 ※申込締切は7月31日(金)です。

実施日	特定健診 後期高齢者健診 竹原市健診			実施日	特定健診 後期高齢者健診 竹原市健診		
	がん検診	歯周疾患検診			がん検診	歯周疾患検診	
9/10(木)	○	◎	○	9/14(月)	○	○	○
9/11(金)	○	○	○	9/15(火)	○	◎	×
9/12(土)	○	◎	○	9/16(水)	○	○	×

※受付時間は8時30分～ ◎の日は女性医師が子宮頸がん検診を担当、託児あり（要申込）

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、日程等が変更になる場合があります。

●がん検診及び歯周疾患検診の内容

項目	対象者	自己負担金		
		右以外の方 (社保等)	75歳以上	広島県(竹原市) 国保被保険者
胃がん検診	40歳以上	1,500円	無料 ※特定健診・後期高齢者健診・竹原市健診の自己負担金については、「令和2年度竹原市の健康診査のお知らせ」をご確認ください。	
肺がん検診	40歳以上	600円		
アスベスト検診 ※問診で該当した人	40歳以上	1,000円		
大腸がん検診	40歳以上	600円		
前立腺がん検診	50歳以上	700円		
子宮頸がん検診	20歳以上 偶数年齢	700円		
乳がん検診	40歳以上 偶数年齢	1,100円		
歯周疾患検診	40歳以上	800円		
	40・50・ 60・70歳	無料		

●健康診査

種類		対象者	自己負担金
特定健診	国保	40歳以上の広島県(竹原市)国保の被保険者	無料
	社保等の健康 保険被扶養者	40歳以上の社保等の 健康保険被扶養者	特定受診券に記載 されている料金
後期高齢者健診		後期高齢者医療の被保険者	無料
竹原市健診		40歳以上の生活保護世帯の人	無料

※詳細については、広報5月号と一緒に配布した「令和2年度竹原市健康診査のお知らせ」をご覧ください（集団検診以外の健診等も掲載しています）。

実施場所 保健センター（中央3-14-1） ※検診車にて実施。

申し込み先 保健センターまたは市民課医療年金係、支所・出張所

申し込み方法 広報たけはら5月号と同時に配布した「令和2年度竹原市の健康診査のお知らせ」、もしくは申し込み先へ設置してある用紙へ記入し、提出してください（用紙は、市ホームページからもダウンロードできます）。

問い合わせ 保健センター ☎22-7157

●国民健康保険・後期高齢者医療制度

限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示することで窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示することで、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。医療費が高額になりそうな時は、前もって申請してください。

対象者			申請	申請に必要なもの
69歳まで	世帯主または国保の加入者に、 市民税課税者がいる人		必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険証 ・ 印鑑 ・ マイナンバー確認できるもの ・ 本人確認ができるもの
	世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人			
70歳から 74歳まで	自己負担割合 3割	同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が 690万円以上の人がある人	不要	
		同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が145万円以上 690万円未満の人がある人	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人	必要	
後期高齢者 医療加入者 (原則75歳 以上)	自己負担割合 3割	同一世帯に市民税課税所得金額が 690万円以上の後期高齢者医療 加入者がいる人	不要	
		同一世帯に、市民税課税所得金額が 145万円以上690万円未満の後期高齢者 医療加入者がいる人(未申請の人)	必要	
	1割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		同一世帯の全員が市民税非課税の人 (未申請の人)	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係（☎22-7734）へ問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和2年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和2年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

令和2年度の国民健康保険税の税率と 軽減判定基準額を変更しました

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

区分	計算方法	<医療給付費分>	<後期高齢者支援金等分>	<介護納付金分>
		0～74歳	0～74歳	40～64歳
所得割額	(被保険者の総所得金額等－33万円)×税率(%)	7.21%	2.47%	2.06%
均等割額	被保険者数×税額	28,400円	9,900円	10,600円
平等割額	一世帯あたりの税額	20,200円	6,800円	5,200円

●国民健康保険税の軽減制度

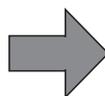
地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を次のとおり変更しました。

▼改正前(令和元年度)

軽減割合	令和元年度
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (28万円×被保険者数※) 以下
2割軽減	33万円 + (51万円×被保険者数※) 以下

▼改正後(令和2年度)

令和2年度
33万円以下
33万円 + (28.5万円×被保険者数※) 以下
33万円 + (52万円×被保険者数※) 以下



※被保険者数には、旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)を含みます。

65歳以上の人の介護保険料を 一部改訂しました

問い合わせ

健康福祉課介護福祉係 ☎ 22-7743

令和元年10月からの消費税率および地方消費税率の引き上げに伴い、世帯全員が市民税非課税世帯に属する人の介護保険料を次のとおり引き下げます。7月上旬に令和2年度介護保険料確定額通知を発送しますので、ご確認ください。

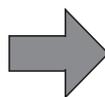
※市民税課税世帯については、昨年度から変更はありません。

▼改正前(令和元年度)

対象者	保険料(月額)
・生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	26,550円
・本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円以下の人	(2,212円)
本人の前年の課税年金収入額 及び合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の人	44,250円 (3,687円)
本人の前年の課税年収額 及び合計所得金額の合計が 120万円超の人	51,330円 (4,277円)

▼改正後(令和2年度)

保険料(月額)
21,240円 (1,770円)
35,400円 (2,950円)
49,560円 (4,130円)



●必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

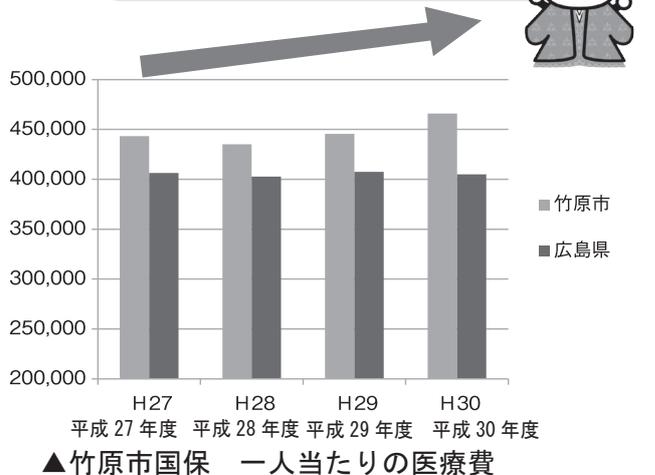


●竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国保の被保険者一人当たりの年間医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の進歩による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。

平成30年度は、465,855円で、広島県の404,927円と比べても高額であることが分かります。

医療費に占める生活習慣病の割合は高く、「糖尿病（1位）」、「高血圧症（3位）」、「脂質異常症（6位）」が上位に入っています。



●特定健診を受けましょう！

生活習慣病の発症や重症化を防ぐには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばよいかに気づく、③生活習慣を改善する、④健診を受けて改善の効果を確認する、といった健康維持のためのサイクルを作ることが有効です。

まずは、特定健診を受けて現在の身体の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和2年度 竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください、自分にあった方法で受診しましょう。

介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割～3割）は、前年の所得により決定し、令和2年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります（65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割）。

新しい証は、7月下旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所・出張所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色（旧） （7月31日まで）	証の色（新） （8月1日から）
要介護認定を受けている人	緑色	紫色

後期高齢者医療制度 令和2・3年度の保険料のお知らせ

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料を見直すことになっており、このたび、令和2・3年度分の新保険料率を決定しました。※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

均等割額について

45,500円 → 46,451円

所得割率について

8.76% → 8.84%

<保険料の決め方>

均等割額＋所得割額＝年間保険料額（限度額64万円）

※所得割額＝（総所得金額等－基礎控除（33万円））×0.0884

●所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置がありますが、一部軽減率が変わります。

▼均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の 前年中所得の合計額		軽減後の 均等割額
33万円 以下	世帯内の被保険者全員が 年金収入80万円以下（その他所得なし）	7割軽減 13,935円/年
	上記以外の人	7.75割軽減 10,451円/年
33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下の場合		5割軽減 23,225円/年
33万円＋（52万円×被保険者数）以下の場合		2割軽減 37,160円/年

※5割・2割軽減については、軽減判定所得の基準額が変更されました。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

●健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、資格取得後2年間を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減になり、所得割額の負担はありません。

●保険料に関する通知について

- ①令和元年中の所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。
- ②保険料の納付方法は、原則年金天引きですが、7月から9月は納付書等による納付の場合があります。
- ③保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・支払方法等のご確認をお願いします。

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません！

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

※ただし、国民健康保険税は世帯主に請求するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知が届きます。

後期高齢者医療・国民健康保険被保険証を更新します

問い合わせ
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使い下さい。有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・支所・出張所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色（旧） （7月31日まで）	証の色（新） （8月1日から）
国民健康保険	水色	オレンジ色
後期高齢者医療	オレンジ色	紫色